

遺言

我々夫婦が何事もなく老死するに或は子に病を被り
 等の時同時に死せるに其の有りたる場合は之を考へて
 此の遺言を法を認めし置く物である。
 又二人が一人が先に死したる場合は残る一人の
 意志に依り此の遺言は書き改めらるる事あり
 然るも其の如く此の場合に其の残る一人の意志を
 尊重すべしと云ふ事なり。

遺言の西文は左の如し

(1) 現在我々夫婦が在る此の土地の家屋 (217 E. Ave. 38

St. Louis, Mo.) は長男カニ三男カニ等しく

但し三男カニ不幸にして死して残る三男カ
 の妻および子が誰人のと爾後其の持分には
 再婚前に此の土地の家屋は三男カニの長男
 ラバート一夫の所有に移す可し。

(2) 家屋に付随したる一切の家具家財の類は家屋
 と共に三男カニ夫婦に等しく

(3) 自衛車の所は三男カニの自由任せ

(4) 金銭は現在 Bank of America Highland Park Branch

及び住友銀行の二ヶ所に預入してある。然し
 我々が死せる時に何程の金銭が残るかは不
 知にして今より予測する事は不可能である。先に用
 いたる金銭を其の多寡に依り左の如く分配
 せしむべし。

以下第二頁に續く

前頁より続く。

長女 中島 秋子

次男 高野 正二

次女 平身 まり子

三男 高野 清

四男 高野 日吉男

以上五人にて公平に分配をへし

(5)

ニ三男は金の分配に堪はず、何とあれば彼が既に土地家屋を焼くられた事、其の上に金を得るは

不公平なるべし。

(6)

日本家書籍は一族内にて欲しき人ふき時は適当なる所に寄贈せむし

大抵以上おかしき其の他の細事は一同善悪心を以て協議し、遺言に所せむべし。不注念の爲に、此向の物笑しとあり、高野家の名を辱せしむる程のつちき指注意せむべきである。

以上

一千九百二十一年十月一日

高野 逸平

Shinichi Takano

妻 全とら

T. Muroga, Takano